

報道機関各位

記者発表資料

平成21年10月 7日(水)

問合せ先：産業廃棄物指導課

担 当：指導係 石井、中村

電話番号：048-827-8508

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律137号。以下「法」という。)の規定に基づき、下記のとおり産業廃棄物処理業者に対する行政処分を行いました。

記

1 産業廃棄物処理業者の住所、名称及び許可内容

- (1) 住 所 埼玉県所沢市西狭山ヶ丘二丁目2121番地
- (2) 名 称 株式会社 筑波(代表取締役 金子 高志)
- (3) 許可内容 産業廃棄物収集運搬業(積替え保管を除く)

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分年月日

平成21年10月2日

4 処分理由

株式会社筑波は、平成21年7月31日付けで船橋市長から産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し処分を受けたことにより、法第14条第5項第2号に規定する欠格要件に該当するに至った。

このことは、法第14条の3の2第1項第1号に規定する許可の取消事由に該当する。

報道機関各位

記者発表資料

平成21年10月 7日(水)

問合せ先：産業廃棄物指導課

担 当：指導係 石井、中村

電話番号：048-827-8508

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律137号。以下「法」という。)の規定に基づき、下記のとおり産業廃棄物処理業者に対する行政処分を行いました。

記

1 産業廃棄物処理業者の住所、名称及び許可内容

- (1) 住 所 埼玉県幸手市大字神扇1622番地
- (2) 名 称 株式会社 トップ(代表取締役 間中 一則)
- (3) 許可内容 産業廃棄物収集運搬業(積替え保管を除く)

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分年月日

平成21年10月2日

4 処分理由

株式会社トップは、平成21年9月3日付けで東京都知事から産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し処分を受けたことにより、法第14条第5項第2号に規定する欠格要件に該当するに至った。

このことは、法第14条の3の2第1項第1号に規定する許可の取消事由に該当する。